

令和 5 年度 知立市水防計画の修正について（要旨）

1. 知立市水防計画修正の根拠

知立市の水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び愛知県水防計画の定めるところにより管内各河川等による水災を警戒し、これによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（水防法第 33 条第 1 項）。

また、水防計画の作成、修正は、市町村防災会議（水防協議会の所掌事務だが、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村にあつては市町村防災会議に諮るもの）の所掌事務とされている（水防法第 33 条第 2 項）。

2. 知立市水防計画の主な修正事項

（1）非常配備体制の変更（計画書 p18）

（新旧対照表 p 1）

非常配備体制の種別ごとに分かりやすいようにキーワードを追加。また、合わせて表記の修正も行った。

【以下の（ ）内を追加】

| 体 制 | 主な配備内容 |
|--------------------|--|
| 第 1 非常配備 （注意体制） | <ul style="list-style-type: none"> 主として情報収集活動 第 2 非常配備への移行準備 |
| 第 2 非常配備 （警戒体制） | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 応急対策活動の実施 第 3 非常配備への移行準備 |
| 第 3 非常配備 （非常体制） | <ul style="list-style-type: none"> 広域災害に対応するもの 状況によっては全職員参集 |

（2）その他

愛知県水防計画（令和 5 年度）の内容をもとに、必要な記載事項の修正を行った。